

旭市消防団サポート店制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の事業所又はその他の団体(以下「事業所等」という。)が、旭市消防団(以下「消防団」という。)を応援することにより、旭市消防団員(以下「団員」という。)の入団の促進と福利厚生の実を図り、もって地域防災力の充実強化を推進することを目的とした旭市消防団サポート店制度の実施に関し、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「サポート店」とは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業所等であって、第4条の規定により登録された事業所等をいう。

- (1) 自らの責任において、団員に各種サービスや割引等(以下「サービス等」という。)の提供を行うなど、様々な支援で消防団を応援すること。
- (2) 公序良俗に反しない又はそのおそれがないこと。
- (3) 宗教活動又は政治活動に関係していないこと。
- (4) 旭市暴力団排除条例(平成24年旭市条例第2号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員等又は同条例第9条に規定する暴力団密接関係者がその経営に実質的に関与し、又は運営に協力しているものでないこと。

(申請)

第3条 サポート店として登録を受けようとする事業所等は、旭市消防団サポート店登録申請書(第1号様式)により市長に申請するものとする。

(登録)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、サポート店として事業所等を登録するものとする。ただし、市長は、事業所等に重大な消防法令違反がある等、サポート店として登録することが適当でないとき、サポート店の登録はしないものとする。

(表示証の交付)

第5条 市長は、サポート店の登録を行ったときは、旭市消防団サポート店表示証(第2号様式。以下「表示証」という。)を事業所等に交付するものとする。

- 2 サポート店は、交付された表示証を事業所等の団員の目につきやすい場所に掲示することができる。

3 サポート店は、事業所等のパンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページ等にサポート店である旨を表示することができる。

(登録の変更、廃止)

第6条 サポート店は、その登録を変更又は廃止しようとするときは、旭市消防団サポート店登録変更・廃止届出書(第3号様式)により、市長に届け出るものとする。

2 サポート店は、前項の規定により廃止の届出をしたときは、速やかに表示証を返還しなければならない。

(登録の取消し)

第7条 市長は、サポート店が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段によりサポート店に登録したとき。
- (3) その他サポート店として適当でないと市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、旭市消防団サポート店登録取消通知書(第4号様式)により、サポート店に通知するものとする。

3 サポート店は、前項の通知を受けたときは、速やかに表示証を返還しなければならない。

(サポートカードの交付)

第8条 市長は、団員に旭市消防団サポートカード(第5号様式。以下「サポートカード」という。)を交付するものとする。

2 団員は、サポートカードを紛失又は破損し、再交付を受けようとするときは、旭市消防団サポートカード再交付申請書(第6号様式)により、市長に申請するものとする。

(留意事項)

第9条 団員は、サポート店においてサービス等を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) サポートカードを提示すること。
- (2) サポート店から求めがあれば、身分を確認できるものを提示すること。
- (3) 同居する家族以外の者にサポートカードを貸与又は譲渡してはならない。
- (4) 登録事項以外のサービス等を強要してはならない。

2 サポートカードを不正に使用し、サポート店に損害を与えた場合、その責任はサポートカード保有者が有するものとする。

(サポートカードの返納)

第10条 団員は、消防団を退団したとき又は前条の規定に違反し市長から返納指示を受けたときは、速やかにサポートカードを返納しなければならない。

(記録整理)

第11条 市長は、旭市消防団サポート店表示証交付台帳(第7号様式)を備え、表示証の適切な管理をしなければならない。

(公表)

第12条 市長は、サポート店の名称等について、市のホームページ等により公表するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱による登録等に関する申請その他必要な準備行為は、この要綱の公示の日から行うことができる。